平成２２年（フ）第３５４号
富山県中新川郡立山町柿の木沢１番地の28
債務者　金岡繁松こと　許　　宗睦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７０号
富山市山室265番地10　ヌーベル山口Ｂ棟102号
債務者　池田　江里
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０５９号
大阪市鶴見区諸口１丁目７番５―1101号
債務者　勇　　玲子（旧姓下飼手）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６０号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―810号
債務者　小椋　茂樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８４９号
大阪市生野区新今里３丁目２番12―101号
債務者　雅商会こと　谷　　直毅
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９７８号
大阪府東大阪市加納７丁目11番12号
債務者　磯村しをみ（旧姓上農・藤永）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２６号
大阪市大正区三軒家東５丁目12番10号
債務者　黒岩　智樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２７号
大阪市旭区今市１丁目10番23号　文化１号
債務者　榮田　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９１１号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55―1205号
債務者　佐野　浩美（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４６号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―1004号
債務者　鶴野　　治
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６２号
大阪市平野区加美北７丁目８番28―305号
債務者　本田将子こと下園将子こと　金　　将子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番１―302号
債務者　鈴木　英美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８号
大阪府豊中市服部南町３丁目４番３―201号
債務者　大林　章浩
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３号
大阪府茨木市戸伏町17番11号
債務者　諏訪部春男
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４号
大阪府守口市大久保町２丁目20番11号
債務者　放示　正吾
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７号
大阪府大東市朋来２丁目２番405号
債務者　氏木　小夜
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番５―713号
債務者　西澤　正子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７号
大阪市城東区永田４丁目１番26―8015号
債務者　大西　隆之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部